

島根大学研究・学術情報機構管理委員会規則

(平成25年島大規則第26号)

(平成25年3月14日制定)

[平成28年3月15日一部改正]

[平成29年3月21日一部改正]

(趣旨)

第1条 この規則は、島根大学研究・学術情報機構規則(平成25年島大規則第25号。以下「機構規則」という。)第8条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構管理委員会(以下「管理委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 管理委員会は、島根大学研究・学術情報機構(以下「機構」という。)に係る次の事項について審議する。

- 一 管理運営の基本方針に関すること。
- 二 機構規則第4条第1項各号に定めるセンター等の長の推薦に関すること。
- 三 機構規則第5条第2号に定める専任教員の人事(採用の申請並びに採用候補者及び昇任候補者の選考に関するものを除く。)に関すること。
- 四 予算及び決算に関すること。
- 五 その他機構の管理運営に関する必要な事項

(組織)

第3条 管理委員会は、次の委員をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 機構規則第4条第1項各号に定めるセンターの長
- 三 各学部(総合理工学部を除く。)教員代表の教授 各1名
- 四 総合理工学研究科教員代表の教授 1名
- 五 企画部長
- 六 企画部企画広報情報課長
- 七 企画部地域連携・研究協力課長

2 前項第3号及び第4号の委員は、学部長及び研究科長の申出に基づき、学長が任命する。

3 第1項第3号及び第4号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第5号から第7号までの委員は、前条第2号及び第3号の事項の審議には加わらないものとする。

(委員長)

第4条 管理委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、管理委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 管理委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第6条 管理委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を管理委員会に出席させることができる。

(専門委員会等)

第7条 管理委員会は、必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

2 専門委員会等に関し必要な事項は、管理委員会が別に定める。

(事務)

第8条 管理委員会の事務は、企画部地域連携・研究協力課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、管理委員会に関し必要な事項は、管理委員会が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 島根大学学術情報機構管理委員会規則(平成25年島大規則第35号)は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。